



ご注意ください！



社会保険等未加入企業は 一次下請になれません！！

以下の事項を必ずご確認ください！

①滋賀県発注工事では社会保険等(注1)未加入建設業者(注2)との
一次下請契約は原則的に禁止です！

⇒契約違反の場合は入札参加停止等の措置を行います。

(注1)雇用保険、健康保険および厚生年金保険をいいます。

(注2)これらの保険が「適用除外」となる企業を除きます。

②一次下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等の
加入状況をチェックしてください！

<具体的なチェック方法の例>

・経営事項審査総合評価値通知書の写しを**チェック**！

・保険料の領収済通知書等関係資料の写しを**チェック**！

・【雇用保険】

厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイトで**チェック**！

http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D

・【健康保険および厚生年金保険】

各年金事務所備え付けの、当該年金事務所が管轄する健康保険および
厚生年金保険適用事業所の「適用事業所一覧表」で**チェック**！

～詳細は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照してください～

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

③二次以下の下請業者を含むすべての社会保険等未加入建設
業者については、文書による加入指導を行い、**加入が確認でき
ない場合は、日本年金機構、労働局へ通報します**！（注）

(注)滋賀県知事許可業者の場合。滋賀県知事以外の許可業者の場合は、未加入を確認した
時点で、国土交通省または都道府県の建設業許可担当部局へ通報します。